

## 第1回加美町まちづくり基本条例策定委員会資料

---

平成26年9月25日

## 目 次

□まちづくり基本条例（自治基本条例）とは？	2
□なぜ、まちづくり基本条例をつくるのか？	2
□加美町が目指すまちづくり	2
□加美町のまちづくりの基本理念	3
□まちづくり基本条例策定に向けた取り組み	3
□まちづくり基本条例の策定体制	3
□まちづくり基本条例策定に係る検討の進め方	5
□まちづくり基本条例の策定スケジュール	8
□加美町まちづくり基本条例策定委員会名簿	10
□加美町まちづくり基本条例策定委員会設置要綱	11

## まちづくり基本条例（自治基本条例）とは？

町民、議会、行政のそれぞれの役割や、町民がどのようにまちづくりに参加するのかなどを明示したもので、まちづくりを推進するためのルールです。

## なぜ、まちづくり基本条例をつくるのか？

地方分権改革を契機に、地方分権や地域主権の確立を目指した様々な取り組みが進められて、その地域の将来を見つめ、その地域の個性を活かしたまちづくりを進めていくことが求められています。また、少子高齢化や人口減少社会の到来、住民ニーズの多様化などにより従来の行政運営では、様々な課題に的確に対応することが困難になってきております。

このような状況において、加美町では「善意と資源とお金が循環する、人と自然にやさしいまち」の実現に向けて、町民と行政が同じ目線で足並みをそろえ、協力して課題解決にあたるため、まちづくりの基本方針や住民参画のルールが必要であります。

加美町においては、これまでも、町民による自主的なまちづくり活動は行われておりましたが、町民が主役のまちづくり推進するため、団体等が企画・実施する事業について事業費の一部を助成する「加美町町民提案型まちづくり事業」等を実施しています。まちづくり基本条例は、それら具体施策の方針となるものとして、制定を目指しています。

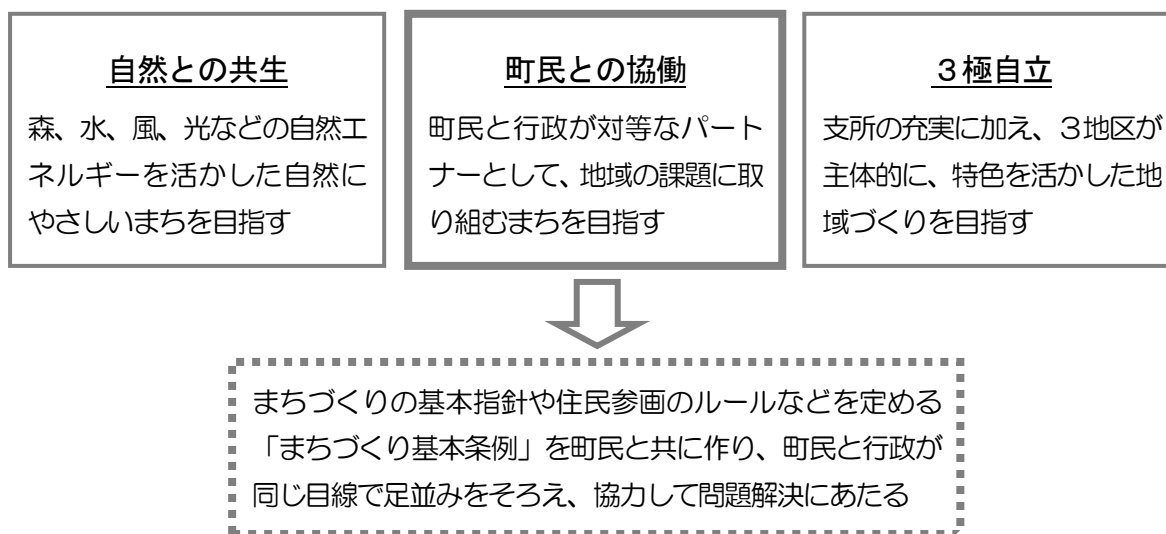
### 【参考】

- 全国では、308の自治体でまちづくり基本条例（または自治基本条例）が制定されています（H26.3.31 現在。NPO 法人公共政策研究所 HP より）。
- 全国の市町村数は1, 718あります（H26.4.1 現在。総務省 HP より）。
- 宮城県内では、亘理町、東松島市、柴田町、登米市、大崎市で制定しています。

## 加美町が目指すまちづくり

善意と資源とお金が循環する、人と自然にやさしいまち

## 加美町のまちづくりの基本理念



## まちづくり基本条例策定に向けた取り組み

加美町では、まちづくり基本条例を策定するために、学識経験者や公共的団体の役員、公募による町民で構成する「加美町まちづくり基本条例策定委員会」を設置するほか、役場内に副町長、教育長、課長等で構成する「加美町まちづくり基本条例策定推進委員会」と職員による「加美町まちづくり基本条例策定ワーキンググループ」を設置して、まちづくり基本条例の策定にあたります。

また、広く町民の意見等を反映させるために、全世帯へのアンケート調査の実施と、説明会やワークショップ等を開催いたします。

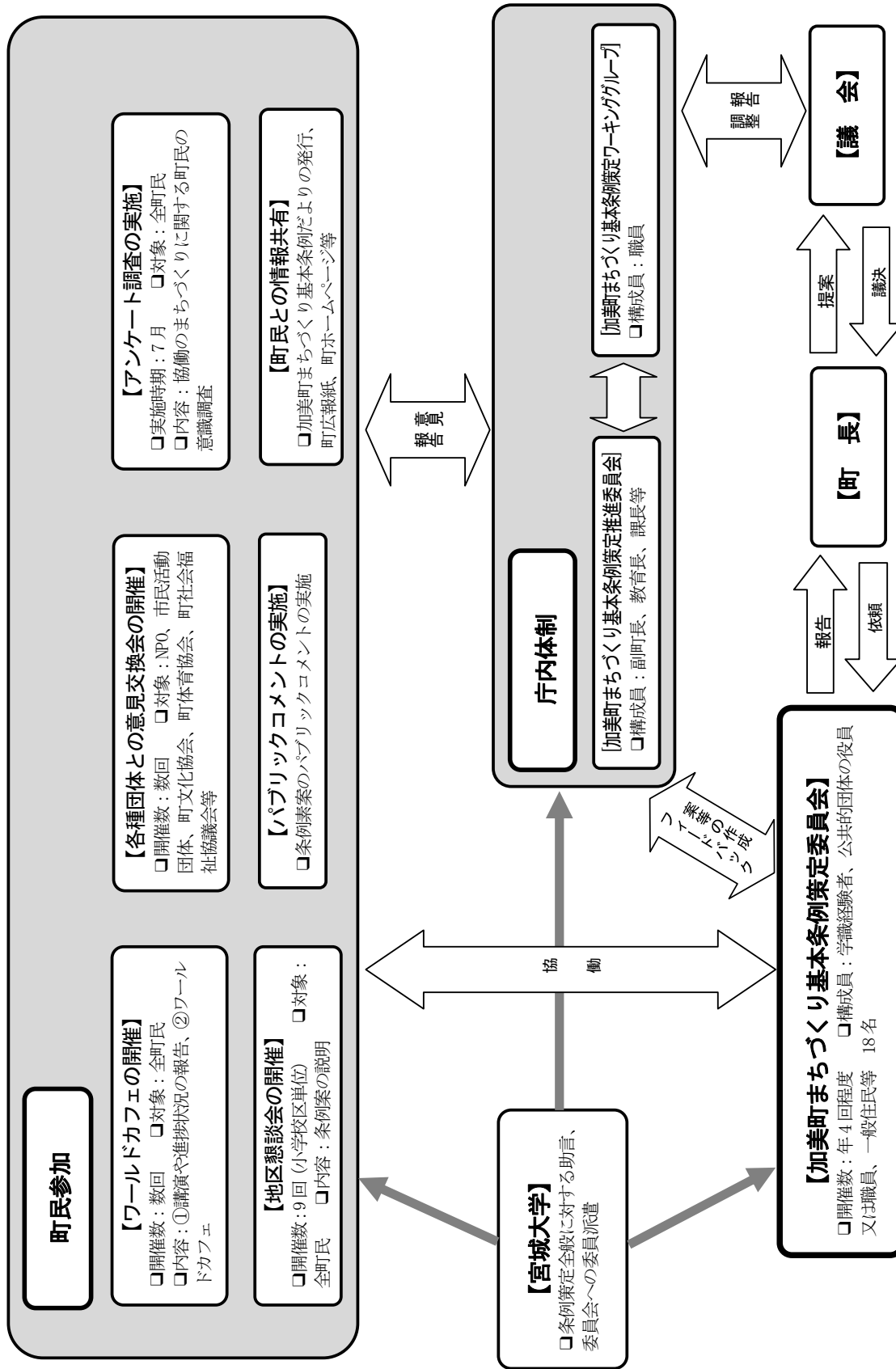
### 【委員会等の役割】

- 加美町まちづくり基本条例策定委員会  
…条例策定に関して検討し、条例の原案を作成して町長へ報告をする。
- 加美町まちづくり基本条例策定推進委員会  
…ワーキンググループで作成した内容を策定委員会へ提出する前に検討する。
- 加美町まちづくり基本条例策定ワーキンググループ  
…策定委員会で検討された内容を整理し、策定委員会で検討する資料を作成する。

## まちづくり基本条例の策定体制

次ページ

# (仮称) 加美町まちづくり基本条例策定体制



### 《加美町まちづくり基本条例策定委員会》

#### 基礎を学ぶ

なぜ、まちづくり基本条例を策定するのか？

#### 研修会の開催

##### 【研修の内容】

- なぜ、まちづくり基本条例が必要なのか？
- なぜ、協働のまちづくりなのか？ 等

#### 共通認識を持つ

条例策定に関わったことがなく、どういうものなのか分からない。委員会では何を議論するのか？

#### 宮城県内の条例策定市町の事例を参考に

- (1) まちづくり基本条例のイメージを共有する
  - 県内の事例を参考に、条例の目的や構成、特長等について確認をする
  - （仮称）加美町まちづくり基本条例の類型<sup>※1</sup>（理念中心型、行政指針型、住民自治型等）を確認する
- (2) 加美町まちづくり基本条例策定委員会の役割と進め方を確認する
  - 条例の条文を検討するのではなく、「どんな町になってほしいか」、「そのために必要なことは何か」といった、今後のまちづくりのあり方について議論していくことを確認する
  - 委員会のゴール地点を委員で共有することを目的に、会議の進め方などについて確認する

#### ※1 条例の類型について

##### ①理念中心型

地方自治体の自治体運営やまちづくりに関する基本的な考え方、理念を中心に定め、具体的な制度等に関する事項はあまり規定せず、主に理念的な条文で構成されるもの。

##### ②行政指針型

地方自治体の行政運営の基本原則、基本方針等を中心に定めるもの。

##### ③住民自治型

地方自治体の住民自治の理念を明らかにするとともに、その仕組み等を中心に定めるもの。自治体運営等に関する基本的な考え方、理念だけでなく、それを具体化するための仕組みや制度に関する事項についても定めるもので、最近制定されるまちづくり基本条例は、この類型のものが多くなっている。

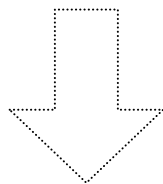
※「とちぎ自治基本条例（仮称）」検討のための論点（資料編）より抜粋

**【現状把握】**

- 加美町の良いところについて
- 加美町が抱えている課題について

**【理想の姿】**

- 将来、加美町はどんな町であってほしいか
- 加美町の目指す協働とはどうあるべきか
- 地域がどうあってほしいか、行政がどうあってほしいか
- 守らなければならないこと、大切なこと 等



**町民参加により出た意見も反映**

- アンケート調査
- ワークショップ
- 説明会、意見交換会 等

**【課題の整理と解決手段の検討】**

- どうすれば加美町が理想の町になるのか
  - …そのために必要なこと、自分ができること、誰かと一緒ならできそうなこと
- まちづくりには、どんな役割や環境が必要か
  - …町民の役割、行政の役割、仕組みづくり等
- より多くの町民が参加するために、何が必要か
  - …まちづくりの進め方、ルール、システム等
- 町政への参画と協働のあり方
  - …行政区、地域コミュニティ等含む

※大崎市協働のまちづくり条例制定に関するパートナーシップ報告書を参考

## 意見を整理する

話し合いの中で出た意見を分類しまとめる。

### 【分類例】

目的
まちづくりの基本理念
まちづくりの基本原則
町民、議会、行政の役割
町政運営の仕組み
その他

## 報告内容を確認する

話し合いの中で出た意見から作成された条例の原案等を確認する。



町長へ報告





## 《加美町まちづくり基本条例策定ワーキンググループ》

### 基礎を学ぶ

なぜ、まちづくり基本条例を策定するのか？

#### 研修会の開催

##### 【研修の内容】

- なぜ、まちづくり基本条例が必要なのか？
- なぜ、協働のまちづくりなのか？ 等

### 共通認識を持つ

根拠法がない条例であるため、自治体によって様々であることから、他市町の条例の内容等を確認する。

#### 宮城県内の条例策定市町の事例を参考に

- (1) まちづくり基本条例のイメージを共有する
  - 県内の事例を参考に、条例の目的や構成、特長等について確認をする
  - （仮称）加美町まちづくり基本条例の類型<sup>※1</sup>（理念中心型、行政指針型、住民自治型等）を確認する
- (2) 加美町まちづくり基本条例策定ワーキンググループの役割と進め方を確認する
  - ワーキンググループは、策定委員会において検討するための資料作成等を主な役割とする。

### 資料を作成する

策定委員会の話し合いの中で出た意見を分類しまとめる。条例原案等のたたき台等を作成する。

## 《加美町まちづくり基本条例策定推進委員会》

### 資料を確認する

ワーキンググループで作成した資料の内容について確認し、必要があれば修正を加える。

## まちづくり基本条例の策定スケジュール

次ページ

(仮称) 加美町まちづくり基本条例策定スケジュール

	平成26年度												平成27年度									
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
加美町まちづくり基本条例策定委員会			第1回 研修	第2回 現状把握と理想の姿	第3回	第4回 課題の整理と解決手段の検討	第5回	第6回 意見の整理	第7回 中間報告書の提出	第8回 報告書まとめ	報告書の提出											
加美町まちづくり基本条例策定推進委員会																						
加美町まちづくり基本条例ワーキンググループ			研修																			
町民等からの意見聴取			アンケート調査 集計・分析																			

町民等からの意見を追加

ワーク ショップ

ワーク ショップ

パブリック コメント

町政 懇談会

町政 懇談会

策定委員会提出資料の検討

策定委員会における意見の整理と策定委員会資料の作成

報告書案の作成

策定委員会提出資料の作成

報告書の提出

報告書まとめ

意見の整理

中間報告書の提出

課題の整理と解決手段の検討

現状把握と理想の姿

研修

アンケート調査  
集計・分析

ワーク ショップ

ワーク ショップ

町政 懇談会

町政 懇談会

パブリック コメント

報告書案の作成

策定委員会提出資料の作成

策定委員会における意見の整理と策定委員会資料の作成

策定委員会提出資料の検討

報告書の提出

報告書まとめ

意見の整理

中間報告書の提出

課題の整理と解決手段の検討

現状把握と理想の姿

研修

アンケート調査  
集計・分析

ワーク ショップ

ワーク ショップ

町政 懇談会

町政 懇談会

パブリック コメント

加美町まちづくり基本条例策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分		所 属	役職	氏 名	備考
第3条第2項第1号 学識経験を有する者	①	宮城大学事業構想学部事業計画学科	教授	徳 永 幸 之	
	②	宮城大学地域連携センター地域振興事業部	部長	古 川 隆	
第3条第2項第2号 公共的団体の役員 または職員	③	加美よつば農業協同組合	代表理事専務	工 藤 義 也	
	④	加美商工会	会長	府 田 政 之	
	⑤	加美町社会福祉協議会	会長	近 藤 義 次	
	⑥	加美町区長会	中新田支部長	細 谷 紀 生	
	⑦	加美町体育協会	副会長	菅 原 博 志	
	⑧	加美町文化協会	幹事	髙 嶋 信 子	
	⑨	加美町ボランティア友の会	会長	佐々木 盛雄	
	⑩	鳴瀬地区コミュニティ推進協議会	会長	渋谷 谷 壽 夫	
	⑪	西小野田地区コミュニティ推進協議会	会長	髙 橋 太 治	
	⑫	賀美石地区コミュニティ推進協議会	会長	後 藤 佐 市	
	⑬	中新田地区商店街にぎわいづくり委員会	委員	竹 中 要 子	
	⑭	株式会社オーエンス(加美町体育施設等指定管理者)	職員	髙 橋 さやか	
	⑮	宮崎地区商店街にぎわいづくり委員会	委員	門 眞 めぐみ	
第3条第2項第3号 公募による町民	⑯			髙 橋 聡 介	
	⑰			千葉 敬 悦	
	⑱			宮 野 謙	

## ○加美町まちづくり基本条例策定委員会設置要綱

平成 26 年 4 月 25 日

告示第 26 号

### (設置)

第1条 加美町におけるまちづくりの基本的なあり方を表し、町民と行政の協働、町民の行政への参加の仕組み等の規範となる基本条例（以下「条例」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、加美町まちづくり基本条例策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例に関する調査、研究及び検討に関すること。
- (2) 条例の原案の作成に関すること。
- (3) その他条例の策定に関し必要な事項

### (組織等)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役員又は職員
- (3) 公募による町民

3 委員の任期は、第2条第2号に規定する条例の原案を町長に報告する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を処理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、協働のまちづくり推進課において所掌する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年5月1日から施行し、条例が公布された日をもってその効力を失う。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。